

別記第三十一号の三様式（第七条，第二十条，第四十四条関係）（平29法省令19・
全改、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省

指 定 書

氏名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄第1
号の規定に基づき，同号に定める活動を行うことのできる本邦の公
私機関を次のとおり指定します。

日 本 国 法 務 大 臣

（注） 用紙の大きさは，日本産業規格A列5番又はA列6番とする。